

高等教育の修学支援新制度  
機関要件審査に係るQ&A

令和5年度版 Ver.1  
(令和5年5月31日)

1 確認申請の手続きに関すること

	質 問	回 答
1	申請書の提出期限が6月末日とされているが、作成が間に合わないので期限を延長してもらうことができるか。	6月末日は文科省法令により定められた最終提出期限のため、期限の延長はできません。
2	申請書の内容に不備がないかどうか事前に確認してもらうことができるか。	多くの学校から申請をいただくため、 <b>新規確認申請校を除き</b> 、事前確認に対応することができません。 なお、都庁での審査は、概ね提出順に進めさせていただきますが、申請書類等に不備があった場合、各校へ連絡の上、一定の期限を付して修正を求めます。 そのため、審査期間中（※7月～8月下旬）は、必ず速やかに修正対応が取れる体制を整えていただく必要があります。
3	申請書（紙提出分）は、普通郵便で送付してもよいか。	普通郵便の場合、配達時の事故などで、都庁に郵便が届かない場合に法人が送付したという記録が残りません。書留郵便や宅配便など、可能な限り記録が残る方法で送付していただくのが望ましいです。
4	申請書のうち、様式第2号の1、第2号の2、第2号の3、第2号の4、第2号の4（別紙）をホームページで公表することになっているが、いつ公表すればよいか。	公表時期について、法令及び機関要件の確認事務に関する指針(2023年度版。以下、「文科省指針」という。)により、新規確認申請校・更新確認申請校それぞれ下記のとおり規定されています。 ● <b>新規確認申請校</b> ：東京都の確認通知を受けた後速やかに。 ● <b>更新確認申請校</b> ：東京都への申請書提出時 (様式第1号は公表不要。また、第2号の4(別紙)は、更新確認申請校のうち、2021年度申請(令和3年度申請)で確認通知を受けた学校のみ作成・公表が必要(※2022年度申請(令和4年度申請)で新規で確認通知を受けた学校及び今年度新規で確認申請を行う学校は、作成・公表は不要)。
5	申請書提出後どの位で、確認通知が送付されるのか。	8月末頃を予定しております。また、通知に合わせ、都庁私学部及び文科省各ホームページにて確認校一覧として公表されます。
6	(更新確認申請校の場合) 更新確認申請の場合、新たな確認通知は送付されるのか。	更新確認申請校についても、令和5年度においても要件を満たしていることを確認した旨の通知を送付いたします。
7	学校の運営状況等を確認した結果、機関要件の基準を満たしていないことが判明した。どうすればよいか。	(新規確認申請校の場合) 申請できません。  (更新確認申請校の場合) 基準を満たしていないことが判明した時点で、速やかに都庁までご連絡をお願いいたします。都庁で状況を確認のうえ個別に対応をお知らせします。
8	(更新確認申請校の場合) 学校の事情により確認校を辞退する予定だが、どのような手続きをすればよいか。	確認校を辞退する可能性が発生した場合は、速やかに都庁までご連絡ください。 なお、文科省指針では、確認大学等の設置者は、確認大学等に係る確認を辞退しようとするときは、確認大学等に係る確認を辞退する日(原則として3月31日付)の1年前までに、その旨を機関要件確認者(東京都)に届け出なければならないこととされています。
9	一度確認を受ければ、ずっと確認校となるのか。	一度確認を受けた学校でも、毎年更新申請が必要となります。毎年6月末日までに、最新の情報に更新された確認申請書様式及び各種根拠資料一式を提出してください。 なお、確認校が、確認要件を満たさなくなった場合、確認の取消しになる可能性があります。

2 様式第1号に関すること（添付書類を含む）

	質 問	回 答
1	2021年度と2023年度に学則改正を行ったが、この場合は学則は何部出すことになるのか。	2021年度から2023年度の各5月1日（基準日）に有効な学則を、すべて提出して下さい。 ご質問の場合、2021年度（※2021年度及び2022年度に適用されていたもの）と2023年度（※2023年度から適用されているもの）の2部提出が必要です。
2	「Ⅲ 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況」について、直近3年度の収容定員充足率の「収容定員」には何を含めるのか。	添付資料⑦『確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧』の表の中で『専門課程』となっている学科について、 <u>対象学科・対象外学科の別に関わらず、全ての専門課程の学科の収容定員、在学生等の数の合計を記載</u> します。 ただし、2021、2022、2023年度の各年度の5月1日時点で、新設学科や募集停止に伴い学年進行がある場合は、その学年進行を反映した学校の収容定員を記載してください。 学年進行の反映方法について疑問がある場合は、学年進行の経過状況を詳細に示す資料を用意の上、都庁まで個別にご相談ください。
3	「Ⅲ 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況」について、本制度の対象外である留学生のみ在籍する学科（専門課程）などを除外した数値を記入したいが可能か。	<u>本制度は、学校を単位として対象校となる要件を満たしていることを確認するものであるため、本欄については、原則として、各学校の学則で専門課程として規定している全ての学科の学則定員の合計を記載する必要があります。</u> なお、様式第2号の記入方法については、後記「3 様式第2号の1に関すること」の3及び「6 様式第2号の4に関すること」の3を参照してください。
4	「Ⅲ 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況」について、実務家教員の配置が困難な学科があるため、その学科を除外して申請したいが可能か。	<u>本制度は、学校を単位として対象校となる要件を満たしていることを確認するものであるため、一部の学科を除外して申請することはできません。</u> また、教育分野の特性により、実務家教員の配置が困難な学科がある場合は、様式第2号の1-②に、その理由を学科毎に具体的に記載してください。

### 3 様式第2号の1に関すること

	質 問	回 答
1	2023年4月に新たに設置した2年制の学科で1年生しか在籍していない場合は、どのように記載すべきか。	まだ学生が在籍していない2年生の分についても、設置計画に基づいて、授業科目の配置、実務経験のある教員による授業科目の配置などを記載することが必要になります（ただし、2年生の分のシラバスへの記載は不要）。
2	新規募集を停止した2年制の学科で、2年生しか在籍していない場合は、どのように記載すべきか。	学生が現に在籍する2年生の分に加え、過去の教育課程についても記載し、備考欄にその旨を記載してください（ただし、1年生の分のシラバスへの記載は不要）。
3	「1. 実務経験のある教員等による授業科目の数」について、留学生だけしかいない学科（学則上は日本人も在籍することは可能）を除外して記入したいが可能か。	学則上、本制度における支援の対象となる学生が在籍する可能性があるのであれば対象となります。除外せずに記入してください。なお、対象学科、対象外学科の区分は以下のとおりです。 ○対象学科：申請時点で支援対象者が在籍していなくても、学科の募集要件として <b>支援対象者が在籍する可能性がある</b> 場合は、全て対象学科となる ○対象外学科：学則や募集要項等で、 <b>留学生のみ</b> を入学要件とする等 <b>支援対象外の学生しか在籍できないことが明らかな</b> 学科
4	本校の2年制の昼間学科は、1,800時間の授業を実施しているが「省令で定める基準単位数又は授業時数」は、実際の授業時数の1割分である180時間を記載すればよいのか。	専修学校の設置基準では、専門課程の昼間学科は1年間に800時間以上の授業を実施することが、最低基準として定められているため「省令で定める基準単位数や授業時数」（1割分）は80時間です。 従って、お問い合わせの2年制の昼間学科の「省令で定める基準単位数又は授業時数」には（80時間×2年）で160時間を記載することになります。
5	授業科目のシラバスの中に、授業の方法などの記載すべき5項目が記載されていないものがあるが、その場合は申請ができないのか。	シラバスには、以下の5項目すべての要素についての記述が必要です。 ①. 授業の方法（講義、演習、実験・実習実技等の別） ②. 授業の内容（授業科目の概要） ③. 年間授業の計画（授業の回数やスケジュール） ④. 到達目標 ⑤. 成績評価の方法・基準 また、「実務経験のある教員による授業科目」の分については、以下の例のように、その旨の具体的記述も必要になります。 例：講師〇〇は、△△に5年間携わった実績を踏まえ、◆◆の実務者の観点から講義を行う。
6	年度途中でカリキュラムが一部変更になる可能性がある。申請時点で公表しているシラバスに基づいて申請してよいのか。	申請時点（※6月30日〆切）で有効なシラバスに基づいて申請してください。

7	<p>対象学科の中でカリキュラム変更を行ったため、学年によって適用されるカリキュラムが、『旧カリキュラム（3年生に適用）』と『新カリキュラム（1・2年生に適用）』に分かれている。</p> <p>国の定める添付資料①「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表」では、学科毎に、全設置授業時間数（単位数）、うち実務教員授業時間数（単位数）、シラバス提出の授業時間数（単位数）のそれぞれと、その合計を記載することになっている。また、実務教員授業時間数（単位数）を様式第2号の1の実務教員による授業時間数（単位数）へ転記することとされているが、『旧カリキュラム』と『新カリキュラム』が混在している現時点では、どのように記載すればよいか。</p>	<p>例えば、ご質問の事例の場合、添付資料①（実務経験のある教員等による授業科目の一覧表）については、原則『新カリキュラム』（現時点の最新の学則と一致）を基に作成して下さい。つまり添付資料①には、新カリキュラムで規定されている全設置授業時間数（単位数）、うち実務教員授業時間数（単位数）、シラバス提出の授業時間数（単位数）のそれぞれと、その合計を記載します。</p> <p>また、様式第2号の1の実務教員による授業時間数（単位数）への転記は、上記で作成した添付資料①（新カリキュラムを元に作成した添付資料①）の実務教員授業時間数（単位数）を転記します。</p> <p>国の定める添付資料②（シラバス）については、原則として新カリキュラムの中から省令時間（単位）数分を抜粋して提出します。ここで抜粋する際には、カリキュラムの変更の影響を受けない授業（新・旧カリキュラム両方に含まれており、変更以前から変わらずある授業）のうち、実務教員が行う授業を選ぶことが望ましいです。新旧いずれのカリキュラムにも共通している授業の中から省令基準時間以上の実務教員による授業を抜粋することで、どの年次に入学したいずれの生徒も、常に基準以上の（実務教員による）授業が設置されている学科に在籍していることを示すことができます。</p> <p>なお、学校としてシラバスを公表する際には、<b>全ての授業科目を公表する必要があります</b>。新カリキュラム・旧カリキュラムの両方のシラバスを公表してください。</p>
---	---	---

#### 4 様式第2号の2に関すること

	質 問	回 答
1	医療法人の理事会に学外者である理事が2名いるが、それで要件を満たしたことになるのか	<p>医療法人の場合は外部理事ではなく、学校運営に外部の意見を反映させることができる規程に基づく組織があり、そこに外部人材が複数いることが必要になります。</p> <p>なお、その組織に医療法人の外部理事を充てることは可能です。</p> <p>※ 財団法人、社団法人、個人立等の設置者（学校法人・準学校法人でない場合）は同様の要件になります。様式第2号の2-②を作成の上、添付資料③（外部人材の意見を反映することができる組織に関する規定とその構成員の名簿）を添付して下さい。</p>

#### 5 様式第2号の3に関すること

	質 問	回 答
1	シラバスの公表方法に関して、実務経験のある教員等による授業科目分だけ公表していればよいのか。	実務経験のある教員等による授業科目だけでなく、全てのシラバスを公表する必要があります。
2	成績評価は必ずGPAを使用しなければならないのか。	GPAは成績評価制度の一つの例であり、下位1/4を判断できるのであれば、必ずしもGPAでなくてもかまいません。



6 様式第2号の4に関すること

	質 問	回 答
1	中途退学者の欄は、どの時点の数値を記載することになるのか。	年度当初在学者は、 <b>前年度</b> である2022年4月1日時点の人数、年度途中における退学者は、 <b>前年度</b> である2022年4月1日から2023年3月31日までの間に中途退学した人数を記載します。
2	本校では学則で入学金、授業料、施設設備整備費、実習費、教育充実費の5項目を定めている。様式には入学金、授業料（年間）、その他という3つの欄があるが、それぞれどのように記載すればよいのか。	入学金と授業料以外は、学則で定めている施設設備整備費、実習費、教育充実費を合計してその他の欄に記載してください。
3	「2. 教育活動に係る情報」について、留学生だけしかない学科（学則上は日本人も在籍することは可能）を除外して記入したいが可能か。	学則上、 <b>本制度の支援対象となる学生が在籍する可能性がある学科については、全て本様式への記入が必要</b> です。なお、対象学科、対象外学科の区分は以下のとおりです。 ○対象学科：申請時点で支援対象者が在籍していなくても、学科の募集要件として支援対象者が在籍する可能性がある場合は、全て対象学科となる ○対象外学科：学則や募集要項等で留学生のみを入学要件とする等、支援対象外の学生しか在籍できないことが明らかな学科
4	自己評価結果及び学校関係者評価結果は、どの年度のもの公表していればよいのか。	自己評価結果・学校関係者評価結果ともに、確認申請時において、毎年、 <b>前年度又は前々年度のもの</b> を公表するとされ、今回は2022年度又は2021年度のもの公表されていけば問題ありません。 ただし、更新申請を行う学校については、 <b>昨年</b> の確認申請時のものと同じではなく、より新しい年度のもの公表していただくことが望ましいです。

7 様式第2号の4（別紙）に関すること

	質 問	回 答
1	本校は2022年度に新規で確認を受けた。2023年度から授業料等減免を実施するので、前年度における授業料等減免の実績は無いが、「様式第2号の4（別紙）」は作成・公表をしなければならないのか。	本様式は、 <b>更新確認申請校のうち2021年度（令和3年度）に確認通知を受けた学校が作成・公表</b> を行う必要があります。 2022年度に新規で確認通知を受けた学校及び2023年度新規確認申請校は、作成・公表は不要です。
2	「1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数」や「2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者の数」など、本様式には該当する学生を類推・特定し得る記入項目が複数ある。 本様式は、どうしても公表しないとイケないのか。個人情報への配慮の観点から、公表を避けるべきではないか。	公表は必要です。 なお、 <b>各欄において公表する人数が10人以下の場合</b> には、該当する者を類推することができる恐れがあるため、学校の在籍者数の規模に関わらず、以下のとおり記入して下さい。 ○該当する人数が <b>1人以上10人以下の場合</b> には、 <b>伏字として当該欄は「ー」と記載</b> ○該当する人数が <b>0人の場合</b> には、 <b>当該欄は「0」と記載</b>  また、伏字である「ー」の記入により、逆に「ー」の特定が可能となる場合には、個人情報への配慮のため、 <b>「ー」とした数の次に小さな数値についても「ー」にして下さい。</b> なお、「ー」の記載がある場合でも、合計値等には一切影響を与えないため、合計値等は正しく記入してください。
3	昨年度の適格認定（学業）において、「警告」区分に該当するが、「斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置」により「警告」は行わず、「継続」とした学生がいた。 この学生についても、「4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数」欄の人数にカウントするべきか。	当該欄には、実際に「警告」を行った人数のみを記入して下さい。 なお、「斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置」については、「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領（第4版）」（文科省）の31ページをご確認ください。